

佐賀県工業等振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十二日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第三十六号

佐賀県工業等振興条例の一部を改正する条例

佐賀県工業等振興条例（昭和四十八年佐賀県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「製造業」の下に「電気業」を加える。

第五条中「工業団地」の下に「（電気業の用に供する施設にあつては、工業団地の区域外の県有地）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県工業等振興条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第二条 この条例において、「工場等」とは、製造業、電気業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業の用に供する施設をいう。</p> <p>(工業団地内の普通財産である土地の貸付けの特例) 第五条 知事は、地域産業の活性化及び地域の振興に資すると認めるときは、工業団地（電気業の用に供する施設にあつては、工業団地の区域外の県有地）内に工場等を新設し、又は増設する者に対し、当該工業団地内の普通財産である土地を時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p>	<p>(定義) 第二条 この条例において、「工場等」とは、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業の用に供する施設をいう。</p> <p>(工業団地内の普通財産である土地の貸付けの特例) 第五条 知事は、地域産業の活性化及び地域の振興に資すると認めるときは、工業団地内に工場等を新設し、又は増設する者に対し、当該工業団地内の普通財産である土地を時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p>